

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福島県報

## 目次

- 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件 四六二
- 農用地保全施設等の管理規程を認可した件 四六三
- 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件三件 四六二

## 告示

**福島県告示第六百九十九号**  
 救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を令和四年十月十九日救急病院として認定した。  
 令和四年十月二十五日

名称	所在地	福島県知事 内堀雅雄
一般財団法人太田綜合病院附 属太田西ノ内病院	郡山市西ノ内二丁目五番二〇	認定有効期限 令和七年一〇月一八日

（地域医療課）

## 公告

**公告第二百五十三号**  
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第二項の規定により、梁川町土地改良区頭首工管理規程について、令和四年十月十四日次のとおり認可した。  
 令和四年十月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

一 管理規程を定めた者の名称

梁川町土地改良区

二 管理規程の概要

- 取水に関する事項  
 頭首工管理責任者は、適正水位によりかんがい用水等の取水を行い、砂子堰は毎年五月二十一日から九月十日まで、観音溜池は毎年四月一日から八月三十日までのかんがい期間にあつては、頭首工から受益地に必要な水量を取水するものとする。
- 施設を操作するため必要な機械、器具の点検及び整備に関する事項  
 頭首工管理責任者は、当該施設を操作するために必要な機械及び器具を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行わなければならない。
- 干ばつ、洪水時その他の緊急事態における措置に関する事項  
 頭首工管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒体制をとり、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に万全を期すものとする。干ばつ時には、頭首工の水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

（農村計画課）

## 公告第二百五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、大熊町から富岡都市計画一団地の復興再生拠点市街地形成施設の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。  
 令和四年十月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課

（都市計画課）

## 公告第二百五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、大熊町から富岡都市計画道路の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。  
 令和四年十月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課

公告第二百五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、大熊町から富岡都市計画道路の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和四年十月二十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 縦覧に供する図書  
総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課

（都市計画課）

（都市計画課）